

○ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H29・8・25 第141回総会；飯田市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国      担当省庁 環境省、経済産業省、資源エネルギー庁 <input type="checkbox"/> 県      担当部局 <input checked="" type="checkbox"/> その他      名称 電気事業低炭素社会協議会、その他新電力事業者、ガス事業者		
件名	17 地域のエネルギー消費実態の把握に関する支援及び調整について		
提案市	飯田市		
要旨 提案	<p>エネルギー政策基本法及び地球温暖化対策の推進に係る法律では、地方自治体が地域の実情に沿ったエネルギーや温暖化対策の施策を講じることを責務としているが、施策を検討するため又は地域のエネルギー収支を把握するために必要な地域のエネルギー消費実態を把握できるデータを地方自治体が取得できないあるいは不足している状況にある。</p> <p>そのため、次の2点の要望を提案する。</p> <p>① 近年、小売全面自由化となった電力及びガスについて、地方自治体が、地域内の電力及びガスのデータが取得できるよう、電力及びガス関連事業者への国からの協力要請をはじめとした速やかな支援を関係省庁に要望する。</p> <p>② 地域の実情を反映したエネルギーデータを継続的に取得できるように、国が当該データ登録用のデータベースを作成し、エネルギー供給事業者が登録し、地方自治体がアクセスできる環境あるいはこれに代わるもの整備を関係省庁に要望する。</p>		
提案理由	<p>当市において、国内の22市町村に地域の電力消費状況の把握について、聞き取り調査を実施したところ、ほとんどの自治体が電力データの取得に苦慮しており、中には小売事業者からデータ開示を断られ、統計情報から按分する手法を採用せざるを得なかつた自治体もあった。</p> <p>また、地方自治体が独自に照会を小売事業者らに行った事例では、調整及び照会に膨大な時間と労力を要したため、継続的に実施するのは困難であると回答があった。</p> <p>同様に、県内の市町村にも聞き取りを行ったが、上記と同様の回答があつたことからも全市において共通した懸案事項と考えられる。</p> <p>一方、データを提供する側である民間の小売事業者サイドでも、労力負担等が生じることも事実であり、また提供した小売事業者と提供しなかつた小売事業者とでは公平性が担保されないことも事実である。</p> <p>以上のこととは、電力に限らず他のエネルギーにおいても同様であることから、本提案を行つた。</p>		

現況及び課題等	<p>●電力に関する現況（ガスも将来的に同様の状況になると想定される。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登録小売事業者は540事業者(H30.11.26時点)に達し、電力契約切替類型件数(低圧)で新電力事業者が占めるシェアは10%に達する(H30.6時点)ため、地域の実態把握のためには多くの小売事業者からデータ提供を必要とする。このことから多くの小売事業者と個別に折衝するには、多くの労力及び時間を要する。</li> <li>小売事業者には地方自治体に対しデータ提供を行う法的義務がないため、他県の市町村の事例では情報提供を拒否された事例が数多く報告されている。</li> <li>送配電事業者から提供される電力消費データは、区分が低圧、高圧又は特別高圧となっており、部門別（産業部門、民生業務部門及び民生家庭部門）の温室効果ガス排出量の算定及び地域エネルギー消費傾向を掴み、具体的な施策の進捗を見るためには適していない。また、個々の小売事業者が供給する電力の排出係数を反映することが出来ない。</li> <li>按分手法で電力消費量を算出することは可能であるが、地域の実情を捉えて、エネルギーの地域外支出の削減の推移又はエネルギーに関する施策の効果を測ることが難しい。</li> </ul> <p>●灯油・ガソリン・LPG等その他燃料類に関する現況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県別エネルギー消費統計や家計調査等の統計データをもとに、按分して算出することが可能であるが、地域の実情が反映された数値として採用することは難しい。</li> </ul>
法令関係	電気事業法等電気事業に係る法令、ガス事業法等ガス事業に係る法令、地球温暖化対策の推進に関する法律、エネルギー政策基本法